

会社法基礎 (2019 年)

【設問 1】

1. D 解任決議につき、取消し事由に該当する瑕疵があるか。以下に検討する。
2. 名義書換えの不当拒絶

→ 7=58 票、1000 株の議決権の行使ができたはず。

 - (1) 本来であれば、名義書換えを行わなければ会社に対して株主たる地位を主張することはできない (130 条 1 項)。しかし、本問では事実 6 において G が自身の保有する 1000 株を H に売却し、H と G が共同で甲社に名義書換を請求していたにも関わらず、C が名義書換の対応を遅らせたことにより、基準日である 3 月 31 日に至っても名義書換えが未完了となっている。このような場合に、名義書換えが未完了であっても、H は購入した 1000 株について会社に対して株主たる地位を主張することはできないか。もしできるとすれば、このことが D 解任決議の取消し事由に該当する瑕疵 (831 条 1 項 1 号) といえることから問題となる。

取消し事由? という流れでいい。
 - (2) この点、会社が不当に名義書換えを拒絶しているにもかかわらず、名義書換えが未完了であることを理由に会社が株式取得者による株主権の行使を認めない場合は、信義則 (民法 1 条 2 項) に反するものであるといえる。また、このような行為が認められれば、会社による恣意的な株主の選別が横行することが想定される。よって、会社が名義書換えを不当に拒絶している場合には、名義書換えが未完了であっても株式取得者は会社に対して株主たる地位を主張することができると解する。
 - (3) これを本問についてみると、H と G は、基準日である 3 月 31 日より前の平成 31 年 3 月 20 日に、甲社に対して適正な手続きに則り共同で名義書換えの請求を行っており、本来であれば即日名義書換えが完了するはずであった。しかし、このことを知った C が配下の総務部員に指示して名義書換えを遅らせたため、基準日を経過しても H 名義のままとなっている。このような事実に加え、G から H への株式の売却により、D を支持する議決権数の増加が予測されるという事情も勘案すると、本件は名義書換えの不当な拒絶に該当し、H は名義書換えが未完了であっても株主たる地位を甲社に対抗することができると考える。

うま<本情を整理できている
 - (4) 以上より、本来であれば H は株主たる地位を会社に対抗することができたはずであり、G から H に譲渡された 1000 株に基づく 1000 個の議決権を含めずに決議を行ったことは、D 解任決議の取消し事由に該当する瑕疵 (831 条 1 項 1 号) といえる。
3. E の議決権行使を認めた点について
 - (1) 株式が共有状態にあるときに、その株式について権利を行使するためには、「権利

を行使する1人」を定め、その者の氏名または名称を通知しなければならないとされている（会社法106条本文）。これは、各人がそれぞれ権利を行使した場合に、会社の事務が混乱するのを防止するためである。では、本問のように会社から共有状態にある株式の行使を要求した場合、このような行使をどのように解すべきか。本問のような行使が認められないとすると、D解任決議の取消し事由に該当する瑕疵(831条1項1号)といえることから問題となる。

- (2) この点、会社から共有状態にある株式の行使を要求した場合については、権利行使者を定めなくてもよいとされている（会社法106条ただし書）。そして、そもそも会社法106条本文の規定は、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（民法252条、264条ただし書）であると解されるところ、106条ただし書は本文による特別を排除することとなるため、共有に係る権利をどのように行使するかは民法の規定（民法252条、264条本文）に従って決定しなければならないと解する。具体的には、持ち分の過半数による決定がなければ、適法に議決権を行使することができない。

- (3) これを本問についてみると、Cは、事実7における招集通知発想の時点において未だ遺産分割協議が成立していない相続人のうち自身を支持するEに対して、共有株式のうちEの持分に相当する2500株については議決権が行使できるはずである旨を伝えて株主総会への出席を促していることから、106条ただし書規定の事由に該当し、106条ただし書の適用が排除されることにより、民法252条および264条本文が適用されることとなる。つまり、持ち分の過半数による決定がなければEは適法に議決権を行使することができないこととなるが、本問においてこのような決定をEF間で行ったという事実は認められない。

- (4) したがって、Eは自身の持分に相当する2500株の行使はできないこととなり、このことは、D解任決議の取消し事由に該当する瑕疵(831条1項1号)といえる。

以上

※裁量棄却

行使の
要求が「ある」
という状況
で「しょうか」?

MD相対として
「本問のように、権利
行使者を定めて共有
株式の行使する場合、
取得自由は換
算される」とい
うのが
問題提起
とされている。

MD相対として
「本問のように、権利
行使者を定めて共有
株式の行使する場合、
取得自由は換
算される」とい
うのが
問題提起
とされている。

MD相対として
「本問のように、権利
行使者を定めて共有
株式の行使する場合、
取得自由は換
算される」とい
うのが
問題提起
とされている。

ok.

わかりやすく
条文構成が
整理できて
います。

会社法基礎 短答 (2019 年)

【設問 1】

- (1) ○ (2 条 6 号) ○
- (2) × (303 条 2 項後段) 309V
- (3) × (348 条 3 項) ○
- (4) × (368 条 1 項) ○
- (5) ○ (369 条 5 項) ○
- (6) × (423 条 3 項) ○
- (7) × (385 条 1 項) ○
- (8) ○ (420 条 1 項) ○
- (9) ○ (399 条の 13 第 4 項) × 5 or 6 項
- (10) × (343 条 1 項) ○
- (11) × (427 条 1 項) ○
- (12) ○ (308 条 1 項) 109 I or II .
- (13) ○ (振替 154 条 3 項) 154 I
- (14) × (219 条 1 項)
- (15) × (182 条の 4 第 1 項) ○
- (16) × (182 条の 3) ○
- (17) × (462 条 1 項) ○
- (18) ○ (28 条 1 項) ○

【設問 2】

- (あ) × ○
- (い) ○ ○
- (う) ○ ○
- (え) ○ ○
- (お) ○ ○
- (か) ○ ○
- (き) ○ ○
- (く) ○ ○
- (け) × ○

(こ) ○

【設問 3】

- (1) 有利発行に該当する場合→株主総会
有利発行に該当しない場合→取締役会

- (2) 有利発行である場合には、新株主が経済的な利益を得る分、既存株主は持株割合および持株の経済価値が低下するため、経済的な損失を被る。よって、株主総会による決議が必要であるとしている。

有利発行でない場合には、有利発行である場合と比較して既存株主への影響が小さいため、機動的な資金調達を優先して取締役会の決議で足りるとしている。

① については、有利発行じゃないと
8/30がわかんない。

② については、はい、そう考えた方がいい。